

第8期決算公告  
2021年6月22日

東京都千代田区麹町 6-1-1  
あおぞら投信株式会社  
代表取締役社長 原田 政明

貸借対照表  
(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	738,342	流動負債	266,810
現金・預金	454,441	未払金	214,262
前払費用	6,235	未払手数料	141,297
未収委託者報酬	277,664	その他未払金	72,965
固定資産	14,562	未払費用	7,416
有形固定資産	12,001	未払法人税等	3,030
建物	11,359	未払消費税等	11,893
器具備品	641	預り金	30,208
無形固定資産	2,560	固定負債	15,388
ソフトウェア	2,560	資産除去債務	12,232
		繰延税金負債	3,155
		負債合計	282,199
		(純資産の部)	
		株主資本	470,705
		資本金	450,000
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	△429,294
		その他利益剰余金	△429,294
		繰越利益剰余金	△429,294
		純資産合計	470,705
資産合計	752,904	負債・純資産合計	752,904

## 損益計算書

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬	947,369	
営業収益計		947,369
営業費用		
支払手数料	467,544	
支払投資顧問料	26,097	
広告宣伝費	6,782	
調査費	18,622	
委託計算費	22,711	
営業雑経費	52,901	
通信費	4,414	
印刷費	47,121	
協会費	1,365	
営業費用計		594,660
一般管理費		
給料	234,441	
役員報酬	45,001	
給料・手当	149,495	
賞与	39,944	
法定福利費	27,855	
交際費	177	
旅費交通費	1,838	
租税公課	7,645	
不動産賃借料	15,979	
賃借料	3,495	
固定資産減価償却費	1,640	
資産除去債務利息費用	98	
支払報酬料	10,252	
消耗品費	1,189	
外注費	3,996	
保守修理費	5,677	
保険料	234	
送金手数料	3,004	
一般管理費計		317,528
営業利益		35,180
営業外収益		
受取利息	2	
雑収入	1	
営業外収益計		3
経常利益		35,184
税引前当期純利益		35,184
法人税、住民税及び事業税		10,051
法人税等調整額		△120
当期純利益		25,254

**株主資本等変動計算書**  
(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	450,000	450,000	450,000	△454,548	△454,548	445,451	445,451
当期変動額							
当期純利益				25,254	25,254	25,254	25,254
当期変動額合計	-	-	-	25,254	25,254	25,254	25,254
当期末残高	450,000	450,000	450,000	△429,294	△429,294	470,705	470,705

(注) 計算関係書類に係る事項の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第 39 号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第 3 項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,249 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	
預金	119,828 千円
短期金銭債務	
未払手数料	57,863
その他未払金	53,149

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
支払手数料	149,940 千円
給料	234,441
法定福利費	27,384
不動産賃借料	15,979
賃借料	2,984
受取利息	1
法人税、住民税及び事業税	9,215

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ納入する金額であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000 株	-	-	18,000 株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	454,441	454,441	-
(2) 未収委託者報酬	277,664	277,664	-
資産計	732,106	732,106	-
(1) 未払手数料	141,297	141,297	-
(2) その他未払金	72,965	72,965	-
負債計	214,262	214,262	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	454,441	-
(2) 未収委託者報酬	277,664	-
合計	732,106	-

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：千円)

未払費用	2,270
未払賞与	13,382
資産除去債務	3,745
未払事業税	883
税務上の繰越欠損金(注2)	31,980
繰延税金資産小計	52,263
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△31,980
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△20,282
評価性引当額小計(注1)	△52,263
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,155
繰延税金負債合計	△3,155
繰延税金資産(負債)の純額	△3,155

(注) 1. 評価性引当額が前事業年度より 2,431 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が課税所得に充当されたことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	11,139	8,740	4,716	7,385	31,980
評価性引当額	-	-	△11,139	△8,740	△4,716	△7,385	△31,980
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増加	△6.9
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

#### 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の出向者の受入事務代行連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	9,215	その他未払金	9,215
							出向者負担金	261,826	その他未払金	43,933
							代行手数料	149,940	未払手数料	57,863

(イ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	121,775	未払手数料	8,747

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### (1) 親会社情報

㈱あおぞら銀行 (東京証券取引所に上場)

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 26,150.32 円

1 株当たり当期純利益金額 1,403.02 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益 (千円)	25,254
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,254
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,000

## その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 360 箇月と見積り、割引率は 0.808% を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

### (3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	12,134
時の経過による調整額	98
期末残高	12,232

(未適用の会計基準等に関する注記)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 30 日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 30 日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)

(1) 概要

金融商品の時価の算定・開示に関し、包括的に会計基準としての手当てがなされたものです。

- ・時価を「出口価格」と定義しています。
- ・時価の算定にあたり、インプットの利用方法を定めています。
- ・インプットに基づき、金融商品の時価をレベル 1~レベル 3 に区分します。レベルに応じた開示項目が求められます。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響については、評価中であります。

**(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)**

当社は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えております。